

メイド・イン上越 認証品(工業製品) 募 集 要 領

～令和7年度募集分～



made in
JOETSU

申請受付期間

令和7年4月1日(火)～5月30日(金) [消印有効]

※当認証制度については、メイド・イン上越認証事業実施要綱に定めるもののほかは、本要領によります。

1. 目的

市内の中小企業者等が積極的な研究開発により製造した優れた工業製品を「メイド・イン上越」として認証し、当該製品の情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の推進等を行うことにより、地域産業の振興を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

2. 申請対象者

市税に滞納がなく、積極的に製品の販売促進を図る熱意のある次のいずれかに該当する人及び団体

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 主として(1)の中小企業者により組織される団体
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体のうち、市内に事業所を有する事業協同組合、企業組合及び協業組合
- (4) (1)～(3)に該当しない人及び団体のうち、市内に本社及び製品の製造工場を有する人及び団体
- (5) その他(1)～(4)に掲げる人及び団体に類するものとして市長が特に認める人及び団体

3. 申請対象製品

(1) 対象製品

市内に事業所がある中小企業者等が開発し、及び製造する完成品のうち、自社ブランドになり得る製品。

※完成品とは、事業所によって、それ以上の加工又は変更がなされない製品のこと。

(2) 対象の制限

次のいずれかに該当する場合は申請できません。

- ①公序良俗に反すること。
- ②特定の政治活動、宗教に関連するもの。
- ③他の権利（特許権、商標権等）を侵害するもの。
- ④必要な法令の許認可を受けていないもの。

4. 認証について

(1) 審査・基準

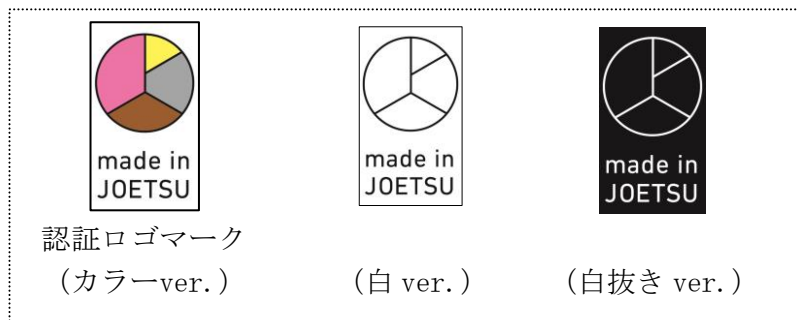
・市が事前に書類審査やヒアリングを行った上で、主に次の視点からメイド・イン上越認証等審査委員会で総合的な審査を行い、認証の適否を決定します。

- ①新規性・オリジナル性（独自の発想や技術で生産された完成品、特許の保有などの新規性等）
- ②信頼性（製品管理体制、経営基盤の状況等）
- ③市場性（マーケットへの訴求力、競争優位性、販売価格の適正性）
- ・審査委員会での、審査の流れは以下のとおりです。

- ① 申請者による申請製品のプレゼンテーション
 - ② 申請者と審査委員との質疑応答
 - ③ 審査委員による総合審査

(2) 主な支援内容

- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証書を交付します。
- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証ロゴマークを使用できます。



- ・上越市見本市等出展事業補助金の「新市場開拓枠」※により、販路開拓、販売促進を支援します。
- ・ホームページ、認証品のパンフレット等を通じたPR、情報発信を行います。

※見本市等出展事業補助金の「新市場開拓枠」

認証された製品の販路開拓のために出展する展示会等の会場借上料及び小間料等の一部を補助します。補助率は一般枠に比べ有利になっています。

- ・補助率…2/3（一般枠は1回目：2/3、2回目：1/2、3回目：1/3）
- ・補助限度額…20万円
- ・補助金の交付…1つの認証品につき3回まで（一般枠は1社につき3回まで）

(3) 認証の期間

- ・認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過する日の属する年度の末日まで（今年度の認証の場合は、令和11年3月31日まで）
- ・認証の更新は可能です。（ただし、更新審査を行います）

5. 認証事業者の責務

市が認証した製品であることを認識しメイド・イン上越認証事業実施要綱に定める事項を遵守するとともに、次に掲げる事項について適切な実施に努めるものとする。

- ・実績報告書を提出すること。
- ・消費者及び流通関係者に対し積極的な情報の発信に努めること。
- ・計画的な生産、販売及び円滑な流通体制の整備に努めること。
- ・品質を維持するため、生産、製造、流通及び販売における管理方法を徹底すること。
- ・メイド・イン上越の効果的な情報発信に向けて、他の認証事業者と連携し、協力すること。

6. 申請の方法

申請前に、必ず上越ものづくり振興センターにご相談ください。

(1) 申請書等の提出について

以下に記載の申請書類を**令和7年5月30日（金）までに**、上越ものづくり振興センターへ提出してください。申請書等の様式は、上越市ホームページからダウンロードできます。 また、電子申請システムでも申請できます。

【上越市ホームページ】

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/>

※ トップページ＞組織でさがす＞産業部＞上越ものづくり振興センター

(2) 申請書類

次の書類を、各1部提出してください。

- ①第1号様式・・・メイド・イン上越認証申請書
- ②第2号様式・・・事業計画書（工業製品）
- ③直近2期分の決算書の写し
- ④登記事項証明書（現在事項証明書）
- ⑤納税状況の確認に係る承諾書

(3) 留意事項

- ①申請書類は、原則として返却しません。
- ②申請書類の内容について、随時ヒアリングを行います。
- ③申請に関して必要となる経費は申請者の負担とします。
- ④企業等が提出する書類の著作権は企業等に帰属します。 なお、結果等を公表する場合、市は申請書類に記載された事項の全部又は一部を使用できるものとします。

7. 申請から認証までのスケジュール

※スケジュールは、申請状況等により変更する場合があります。

申請前に、必ず上越ものづくり振興センターにご相談ください。

- (1) 申請書等の提出：令和7年5月30日(金)まで
- (2) ヒアリング：申請書提出後、随時
- (3) 審査委員会における審査：6月下旬（予定）
- (4) 認証品の決定：7月下旬（予定）
- (5) 認証品の発表会：翌年度10月頃（予定）

◆◆申請・問合せ先◆◆

上越市産業部産業政策課 上越ものづくり振興センター
〒943-0821 上越市土橋 2554 番地 上越市市民プラザ 2 階
TEL：025-522-2666 FAX：025-522-2678
メールアドレス：monodukuri@city.joetsu.lg.jp